

平成28年度第2回東大阪市住工共生まちづくり審議会 議事要旨

日時	平成28年11月7日(月)15:00~17:00
場所	クリエイション・コア東大阪南館3階 技術交流室B
出席者	<p>(東大阪市住工共生まちづくり審議会委員) 植田委員、加茂委員、北田委員、古結委員、西村委員、濱田委員、森本委員 欠席:笠井委員、松尾委員、森下委員</p> <p>(住工共生のまちづくり施策検討・推進委員会ワーキング部会員) <u>※説明員として出席</u> モノづくり支援室 鶴山室長、政策調整室 島岡室長、公害対策課 田川課長、 建設企画室 田島室次長、都市計画室 藤埜室次長、 住宅政策室 藤田室次長、建築審査課 清水課長</p> <p>(事務局) モノづくり支援室 巽室次長、中川主任、淡路係員</p>
案件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住工共生のまちづくり推進に関する施策等の実施状況の公表および意見について 2. 水走地区・高井田地区の都市計画制度活用にかかる進捗状況について 3. 平成29年度 住工共生のまちづくり推進に関する主な施策について 4. その他
会議の公開／傍聴人の数	公開／傍聴人0名
議事要旨	<p>～開会～</p> <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議の公開について確認。 ・過半数の出席により、東大阪市住工共生まちづくり審議会規則第5条に基づき、会議が成立していることを確認。 ・配布資料の確認。 <p>1. 住工共生のまちづくり推進に関する施策等の実施状況の公表および意見について</p> <p>(会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1.住工共生のまちづくり推進に関する施策等の実施状況の公表および意見について」事務局より説明をお願いします。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住工共生のまちづくり推進に関する施策等の実施状況の公表および意見について、資料1-1、1-2に沿って説明。 <p>(会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご意見をいただく際に使用した資料が資料1-2であり、平成28年3月31日現在のものであるため、ここで示されている内容と今年度の状況とでは一部違っていることがある。例えば、4番目のご意見で工場移転支援補助金の執行額が少なく活用が進ん

でない」とあるが、確かに平成27年度は活用が進んでいなかったが、平成28年度は4件と活用が進んでいる。今年は必ずしも少ないわけではないという状況を確認しておいていただきたい。ただいま説明のあった内容について、ご意見、ご質問をいただきたい。

(委員)

・ご意見はどのような形で収集しているのか。

(事務局)

・ホームページには資料1-2と合わせて意見書の様式を公開している。また、FAXによる案内時に回答様式をあわせて送付している。結果的には、メール・FAX・郵送等で回答をいただいた形である。

(委員)

・今回の5者からのご意見はホームページへのアクセスから意見をいただけたということか。

(事務局)

・内訳は、メール2件、FAX2件、郵送1件となっている。

(委員)

・1番目のご意見について、これはどの地域の話か。

(事務局)

・用途地域は、準工業地域である。

(委員)

・24時間機械を稼働させているのか。

(事務局)

・ご意見によるとそのようである。

(委員)

・これは騒音のレベルは基準内を保っているのか。

(説明員)

・苦情が公害対策課に入っていないと基準内なのかどうかは分からない。

(委員)

・苦情は入っていないのか。

(説明員)

・入っていないと思われる。

(委員)

・3番目のご意見について、対策によって苦情は解消されたと受け止められるが、時間が掛かったとある。これはどれくらい年数が掛かったのか。

(説明員)

・この意見が、どの案件のことをいっているのか把握できていない。

(会長)

・一般論として、市が出すお金で住宅の方に何らかの対応をすることはできるのか。

(事務局)

・相隣環境対策支援補助金を作る際にその件も検討はした。ただ、根本的な問題解決にはならないだろうと。やはり工場が行う対策に支援をするのが適切であろうという結論に達し、苦情者の設備投資に対しては支援が無いということである。

(委員)

・ただそれだと例えば大阪空港の騒音対策では市民が使えるものがあるのに、なぜこっちはやらないのかとなる。

・最後に6番目のご意見について、隣接工場に悩まされているとあるが、隣接工場は住居系地域にあるのか。

(事務局)

・住居系地域である。

(委員)

・その場合は工場移転支援補助金を積極的に勧めているのか。

(事務局)

・苦情があれば公害対策課に相談があり、住居系で苦情がある事業所に対しては公害対策課から補助金のご案内をさせていただく形となっている。

(委員)

・2つ目のご意見について、例えば具体的な防音対策をしたいが、補助金を得てもなかなか資金繰りが難しいという理由で止むを得ず断念するケースもあると思うが、市としては地銀などの民間活力の活用等についてどこまでのアドバイスをしているのか。

(事務局)

・一般論ではあるが、市の補助金を使えるとなると金融機関からの資金繰りをしやすいという事実があると聞いている。企業には、その旨をアドバイスしている。

(委員)

・事業は全く別であるが、他の市町村でも補助金をきっかけに何かしらの民間活力、地銀や今流行のフィンテックなどに予算を充てたり、クラウドファンディングをするなどというケースも見受けられるので、今後そういうのも活用してみることで懸念されていることを解決できるのではないかと考えている。

(副会長)

・意見募集にあたっての資料の作り方について、少なくとも3年ぐらいは経過が分かるようにした方が良いのではないか。

(委員)

・広く市民に意見を募集し、これだけの事業がある中で意見が5件だったということに対して、もう少し何かやり方を考えることはできないのか。例えば、水走、高井田について、特にモノづくり企業の集積を維持し、促進することが必要であると認める地域として都市計画制度を活用するのであれば、その地区で意見募集するなど考えてはどうか。

(事務局)

・確かにご意見は少なかったと感じているので、来年度はできるだけたくさんのご意見をいただけるような仕組み作りを考えていきたい。

(会長)

・5者6件ではあまりにも少ない。もう少し意見を出してもらいたいので、具体的な仕組みを含めて来年度に向けて検討していただきたい。

2. 水走地区・高井田地区の都市計画制度活用にかかる進捗状況について

(会長)

・「2.水走地区・高井田地区の都市計画制度活用にかかる進捗状況について」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

・水走地区・高井田地区の都市計画制度活用にかかる進捗状況について、資料2-1、2-2、2-3に沿って説明。

(会長)

・これは水走、高井田地区で現在進められている都市計画案の概要である。今後、都市計画審議会で議論し、決定されるものであり、この審議会で良し悪しを決めるものではないが、意見を反映してもらうことは可能だと思われるので、これについて、ご意見、ご質問をいただきたい。

(副会長)

・地元説明会に地権者はどれくらい集まったのか。

(説明員)

・説明会3日間で約50名程度参加されたが、説明会はどなたでも参加できること、また参加する、しないの記名等も無いため、権利者かどうかは分からない。

・水走地区に関しては、補助施策が先に終わってしまうのではないかと、制度の見直しがされないのではないかとといった意見をいただいた。

・高井田地区に関しては、地域の方々は基本的には反対である、また自治会としても承認できないとのご意見をいただいた。また、地区内に土地を所有している企業からも反対の意見書をいただいている。

(委員)

・なぜ反対なのか。

(説明員)

・企業にとってはまず資産価値の低下がある。また、現在は事業所としてお使いになられているが、将来マンション開発等を考えたりしていることもある。自治会の方は経済部から説明する方が良い。

(事務局)

・自治会については地区計画というよりも、地元でご利用いただいている市の土地があり、今後、先行きが見えないということでご意見を頂戴している状況である。具体的に申し上げますと、資料2-3の真ん中あたりに市立産業技術支援センターがあり、その横の土地を地元の方々に緑地としてお貸ししているが、そういった利活用が今後どうなるのかという不安を抱いておられるということである。

(会長)

・そういう意見があるというのはある程度は想定されている。その中で、例えば市有地の多い高井田のB地区について、市営第2住宅跡地の更地や今はまだ建物があるが、移転を予定している療育センターといった土地をどう使うのかという時に、この地区は建築制限をかけて産業関係で使っていくというのは市としても方向性をはっきりさせていくということである。その点について、いわゆる工場用地として市営第2住宅跡地を用意するということか。

(説明員)

・住工条例の趣旨を踏まえて、その方向で考えているが、庁内的には方向性が確定しているわけではない。

(会長)

・審議会の議論の方向性は、そういう形で活用してもらいたいとなる。しかし、その場合でも気になるのは、工場というと従来型の機械をたくさん並べてガタガタ音を鳴らすようなものをイメージしやすいが、最近では工場のタイプが変わってきている。大量生産をしなかったり、工場と開発拠点の境目が無くなったりしており、開発関係を含んだ工場、あるいは植物工場など工場のイメージは多様化してきている。そういう状況の中、東大阪のような工業生産力が高く、開発力のある企業が多い場所においては工場の捉え方も従来の工場だけではなく、開発型や新しいタイプの工場を含めて考えていく必要があるかもしれない。そうすると、従来のような政策だけではなく、幅広く受け入れ

ていくとか、試作の内容についても柔軟に対応できるようなことも必要になるかもしれない。地域としてのモノづくり力を高めることの中身が大量生産をするということではなく、質的なレベルでモノづくり力を高めていくといった時には工場の意味合いも柔軟に考えていく必要がある。特に、高井田は、まちの真ん中であるから、東大阪のモノづくり力を高めていけるような企業、施設が集まってきてほしいということであるならば、従来の量産型の工場だけではないタイプも入ってきてほしいところである。そういうことも含めて考えてもらいたい。

(説明員)

・東大阪市内で研究開発等の企業がやっていくには、東大阪の集積を活用されるのが前提になるかと思うが、波及効果を考えると期待できるのではないかと。ご指摘を踏まえてそういった観点からも議論していきたい。

(委員)

・高井田は、この資料の内容だけではなかなか賛同が得られないと思われる。具体的に政策を組み合わせていかないといけない。1つは会長もおっしゃるように、試作や研究開発型のモノづくり企業を誘致するなどして新しい産業に力を入れるなどの政策があって、それから工場にしますという話をしていかない、これだけでは合意は得られない。

(委員)

・一般市民としてはただ単に工場と言われると、特に東大阪はモノづくりのまちなので、1つのものを一生懸命作るというイメージが強い。新しいイメージを植え付けるようなことを説明会でも言ってもらえたら一般市民も分かりやすいのではないかと。ただ単に工場地帯と言われると一般市民とは縁が遠いイメージになってしまうので、もう少し見学もできるような場所であったり、興味を持てるものがあるというイメージが伝われば感情的な反発も減っていくのではないかと。

(説明員)

・地域の権利者と個別に意見交換をさせて頂いているが、現にお住まいの方々は、工場が集積する事を望んでいるわけではなく、地域が安全で住みやすくなることを望んでおられる。工場集積を望んでいるのは、市であり、それを実現したいと言うのであれば、市が住宅を買い上げるなどを考えてほしい。地域の提案でなく、市の提案を強要するのはおかしい等の意見が多い。

(委員)

・今更だが、高井田地区と水走地区のまちづくりについて、こちらとしては防音対策などをしているのに、地域から反対されている。それは、この審議会とは別の会議の中で、防音対策などをしない工場を誘致するという話があるからなのか。

(説明員)

・水走地区と高井田地区の違いについて、まず水走地区は現在住宅が1軒あるが、地権者と合意しているので、強制的に住宅を建てられなくする制限を合意形成なしにかけると特別用途地区という手法を執っている。高井田については既に住宅がかなりあるため、強制的に制限をかけるという手法は執りづらい。地域の方と合意形成を図っていく。水走地区については何の規制もなく工場を誘致するが、高井田地区については工場を建てる場合は騒音、振動の対策を執らないと建築できないという規制をかけて合意形成を図っていく。

(副会長)

・水走と高井田は別々に進めていくのか。

(説明員)

・都市計画室の考えとしては基本的にどちらも今年度中の策定を目指している。

(副会長)

・高井田の方は都市計画審議会からもう少し幅広く話を聞きなさいと指摘されているので、とても並行してできないのではないか。

(説明員)

・当室として、様々な形で地区にアプローチしており、市や周りの意見でなく、地区の方々の意見を汲取ろうとしている。また地区住民を対象とした説明会の要望もある。

(会長)

・どういう姿勢で臨んでいくのかをある程度お見せしないといけない。市民が不幸になるような施設を誘致するのかという決してそんなことはなく、周りの住民と調和できるような最低限の基準を満たすことなどそういった話をしていかないといけない。言い方によってはただ工場を誘致するという話ではトラブルになるかもしれない。

(説明員)

・車が一切出入りしない工場にしてくださいという意見もある。

(委員)

・現実に生活していたら車なしというわけにはいかない。自分達が生活する分には車の出入りは OK なのか。

(説明員)

・現在も事故がかなり多いのは事実であり、警察も把握している。その状況の中で工場を建てると、トラック等の交通量が増え、更に事故が増えると地域の方は思っておられる。

(委員)

・工場があって、その従業員が住んでいるような住工混在ではなく、地場産業が集積していた跡地に住んでいるので、工場とそこに住んでいる住民とは関係ないわけである。ここに工場を作ろうと思うなら、住宅側に対してもある程度何かを考えないと Win-Win の関係にならない。私達は失うだけじゃないですかと言われてしまう。

(会長)

・この問題はそういう状況であるという報告を聞いて、我々としては意見を述べることしかできないが、住工共生の基になる考え方をベースにして進めていただきたいということしか言えない。

3. 平成29年度 住工共生のまちづくり推進に関する主な施策について

(会長)

・「3.平成29年度 住工共生のまちづくり推進に関する主な施策について」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

・平成29年度 住工共生のまちづくり推進に関する主な施策について、資料3-1、3-2、3-3に沿って説明。

(会長)

・ただいま説明のあった内容について、ご意見、ご質問をいただきたい。

(委員)

・資料3-3について、都市計画制度を活用するモデル地区として、そこに活用するルールを今までのものより拡張しようという話だが、先程の高井田の件でも話したように、住工共生のまちづくりの中で実施する政策として、住宅側にも何かしていかないと

いけないのではないか。高井田の B 地区について、車が入りしなない工場はありえないので、歩道を拡張するなど住宅側の環境整備もしていくことが大事である。

(事務局)

・我々経済部でできる範囲も限られているので、関係部局と意見交換をしていきたい。

(会長)

・住工共生の考え方として大事なことであるので、高井田の問題を解決していくうえで是非とも考えていただきたい。

(副会長)

・水走地区についてはどちらかと言うと住居系、大規模施設を制限するということではっきりしている。しかし、高井田地区は住工共生を謳っていることもあり、どういう形で落とすところを考えていくかである。資料3-3の施策案は基本的に水走用であり、高井田の方はもう少し色々な制限の中で緩めていかなければならないのではないか。必要に応じてという話にはならない。

(委員)

・高井田の B 地区について、新たに土地を取得して工場が移ってくる可能性はどれくらいなのか。

(事務局)

・現在、高井田の市営第2住宅跡地に立地したいという企業の声をたくさん頂戴している。我々が直接聞いているのは4件、仲介業者を通して3件といったように一定注目されている場所なのではないか。

(委員)

・それは市内企業か。

(事務局)

・市内企業もあれば市外企業もある。特に仲介業者を介しては市外企業が多い。

(説明員)

・道路の整備など地区計画以外で地域の方が望まれていることは都市計画室で現在対応している。

(委員)

・B 地区に立地したいと考えている企業の要望面積の合計はどれくらいか。

(事務局)

・現在要望をいただいているのは全て市営第2住宅跡地の4,000㎡の土地の件である。

(会長)

・4,000㎡ということは、補助制度の面積要件である500㎡や250㎡を緩和するというのは直接関係ないということか。

(事務局)

・それは関係ない。

(会長)

・今年度は去年と比べると応募が多いものがいくつかあり、良いことであるが、問題なのはなぜ増えているのかである。偶々なのか、定着してきて知られるようになってきたのでこれを使ってみて、頑張ってみようかという企業が増えてきたと積極的に評価できるかは単純には言えないが良い傾向であるのは確かである。

(事務局)

・特に相隣環境対策支援補助金や工場移転支援補助金は公害対策課が実際に色々な企業にアナウンスをしており、工場移転などは大きな事業なので数年かけて計

画されて実を結んできたのかと考えている。

(会長)

・少し分からなかったのが、住工共生コミュニティ活動支援補助金と住工共生まちづくり活動支援補助金を統合するというのは、住工共生コミュニティ活動支援補助金は必要無かったと判断しているのか。

(説明員)

・そういうことである。

(事務局)

・高井田の方でやっていただくことで想定しているのは単にイベントだけではなく、掲示・啓発物も作って住工共生に繋げていきたいとの声を頂戴しているので、住工共生まちづくり活動支援補助金を拡充していきたいと考えている。

(委員)

・もう一度確認をさせていただきたいのが、立地促進補助金の9件というのは、高井田と水走を除くところに移転した企業の件数なのか。

(事務局)

・立地促進補助金というのは工業専用地域とモノづくり推進地域で一定面積以上を新たにあるいは増築した場合に固定資産税及び都市計画税の一定割合を補助金として交付するものであり、特に高井田や水走といった縛りはない。

(委員)

・資料3-1に都市計画制度活用地区へと書いてあるのは。

(事務局)

・平成29年度以降、特別用途地区については拡充して適用するものである。

(委員)

・例えば、この9件のうちの1件は増築でそれ以外の8件は新築だが、新築の8件は一定の地域に集中しているのか。

(事務局)

・特にどこかに集中しているということはない。高井田については工場用地としての土地があまりないので、空けばすぐに引き合いがあると聞いている。

(委員)

・これらの事業に対する意見が少ない件について、広く浅く意見募集するのではなく、もっと意見が貰えるように活動すべきである。例えば、補助制度の活用が多い地区、苦情が多い地区など把握できるのであれば、そのような地区に対して、重点的に意見募集をするなど、地域に優先順位をつけていくことも必要ではないか。

(事務局)

・条例が施行されて4年が経ち、データも集まってきているので、データを解析しながら検討していく。

(会長)

・地域的にメリハリを付けていく必要がある。今後は、移転先として水走地域を重視し、空きがあればどんどん情報を流していくことになるだろう。色々と問題が発生している地域に関しては特に施策の情報を伝えていくことが大事なので、今後努めてもらいたい。

(事務局)

・水走地区について、特別用途地区が設定できたなら、是非とも移転を検討したいというお声も頂戴している。

(会長)

・この形で来年度は事業を進めてもらいたい。

4. その他

(会長)

・「4.その他」について、事務局より連絡事項があればお願いします。

(事務局)

・次回の審議会について連絡。

(会長)

・この際、全体を通してご質問、ご意見等があればいただきたい。特になければ、これで会議を終了する。

～閉会～

～以上～